

大宜味村PRキャラクター「おおぎみシーちゃん」及び「ぶながや」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大宜味村PRキャラクター「おおぎみシーちゃん」及び「ぶながや」（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、大宜味村（以下「村」という。）に属する。

2 キャラクター等のイラストは、別に定める大宜味村PRキャラクターイラスト集（以下「イラスト集」という。）のとおりとする。

(キャラクター等の利用)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用許可申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、村長に申し込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、イラスト集のものを変更することなく使用するときは、この限りではない。

- (1) 村がその業務の目的で使用するとき。
- (2) その他村長が適当と認めるとき。

(使用の承認等)

第4条 村長は、前条の規定による使用の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 村の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) キャラクター等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (7) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の使用が適当でないとして認められる場合。
 - (8) 村の事業又は村が認める関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 村長は、前項の規定による申込みを許可するときは、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用（変更）許可について（回答）（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 村長は、第1項の規定による審査の結果、使用を許可しないときは、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用（変更）不許可通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、使用の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(使用に係る料金)

第5条 キャラクター等の使用に係る料金は、当分の間、無料とする。

(使用期間)

第6条 使用期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日まで、又は村長が適当と認める期間までとする。

- 2 前項に規定する使用期間が終了し、再度利用の許可を受けようとする者は、第3条の規定によるおおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用許可申請書により村長に申請、その許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた目的及び用途にのみ利用し、村長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められたイラスト集の色、形状等を正しく利用すること。ただし、村長が特に認める場合は、キャラクター等のイメージを崩さない範囲で変形し、又は他の図案等を組み合わせて使用することができる。
- (3) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) 大宜味村PRキャラクター「おおぎみシーちゃん」及び「ぶながや」には、「〇〇〇〇（キャラクター名）©大宜味村」を付記すること。ただし、「〇〇〇〇（キャラクター名）©大宜味村」を付記することが困難な場合は、村長が認める表現方法とする。
- (7) キャラクターを使用した物品、商品及び出版物等（以下「物品等」という。）は、完成後、速やかに村長に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。
- (8) 使用許可書は、定められた期間のみ有効とすること。
- (9) 使用に関する要綱に違反したとき、その他村長が使用を不相当と認めるときは、使用の許可を取り消すことがあること。
- (10) 許可された内容について変更するときは、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用許可変更申請書（第4号様式）を提出すること。

(許可内容の変更)

第8条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用許可変更申請書（第4号様式）により村長に申込み、その許可を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定に基づき、許可することが適当と認める場合は、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用（変更）許可について（回答）により申込者に通知するものとする。
- 3 村長は、審査の結果、変更を許可しないときは、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用（変更）不許可通知書により申込者に通知するものとする。

(使用の許可の取消し)

第9条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者に対し、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用（変更）許可取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者は、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用（変更）許可取消通知書の通知があった日以後、当該物件を使用してはならない。

4 村長は、第1項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者に対し、当該利用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりキャラクター等の使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、村はその責めを負わない。

2 使用者が、キャラクター等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、村は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 使用者が、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）
使用許可申請書

平成 年 月 日

大宜味村長 様

使用者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

1. 使用目的

2. 使用方法

3. 使用期間

4. 連絡先

担当部署 _____

担当者 _____

TEL _____ FAX _____

Email _____

5. 営利目的のときのみ記入して下さい。

物品名 _____

原材料 _____

サイズ _____

製造業者名 _____

販売期間 _____

販売料金 _____

販売場所 _____

6. 使用を予定している物件又は印刷物等の原案等を添付して下さい。

第2号様式（第4条関係）

大企第 号
平成 年 月 日

様

大宜味村長



おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）
使用（変更）許可について（回答）

平成 年 月 日付けで依頼のありましたみだしのことについて下記のとおり許可いたします。

記

1. 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
2. 使用目的
3. 使用に当たっての留意事項
 - (1) 使用に承認を受けた目的及び用途にのみ使用できます。また、別紙により付記された使用条件がある場合は、それに従ってください。
 - (2) キャラクター等のデザインは、村長が特別に認める場合を除き、定められた色、形状等を正しく使用してください。
 - (3) キャラクター等のイメージを損なう使用はしないでください。
 - (4) 使用者は、この使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
 - (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録することはできません。
 - (6) 大宜味村PRキャラクター「おおぎみシーちゃん」及び「ぶながや」には、「©大宜味村」又は担当課と事前に協議した表現方法を付記してください。
 - (7) キャラクターを使用した物品、商品及び出版物等は、完成後、速やかに担当課に提出してください。ただし、物品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真を提出してください。
 - (8) 使用許可書は、定められた期間のみ有効とします。
 - (9) 使用に関する要綱に違反したとき、その他村長が使用を不相当と認めるときは、使用の許可を取り消すことがあります。
 - (10) 許可された内容について変更するときは、おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）使用許可変更申請書（第4号様式）を提出してください。

（担当課：企画観光課 観光商工係）

第3号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

様

大宜味村長



おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）
使用（変更）不許可通知書

平成 年 月 日付けで依頼のありましたみだしのことについて下記のとおり許可できません。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）
使用許可変更申請書

平成 年 月 日

大宜味村長 様

使用者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

年 月 日付 大企第 号で許可を受けた「おおぎみシーちゃん」・「ぶながや」のキャラクター等の使用について、下記のとおり変更したいのでも申請します。

なお、大宜味村PRキャラクター「おおぎみシーちゃん」及び「ぶながや」の利用に関する要綱第4条第1項第1号から第8号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。また同要綱第7条の規定についても遵守します。

記

1. 大企第 号

2. 変更内容

3. 変更理由

4. 連絡先

担当部署 _____

担当者 _____

TEL _____ FAX _____

Email _____

5. 営利目的のときのみ記入して下さい。

物品名 _____

原材料 _____

サイズ _____

製造業者名 _____

販売期間 _____

販売料金 _____

販売場所 _____

6. 使用を予定している物件又は印刷物等の原案等を添付して下さい。

第5号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

様

大宜味村長



おおぎみシーちゃん・ぶながやのイラスト（大宜味村PRキャラクター）
使用許可取消通知書

年 月 日付 大企第 号で使用許可した大宜味村PRキャラクター「おおぎみシーちゃん」・「ぶながや」のキャラクター等の利用について、次の理由により取り消します。

理 由